

# 高等学校等就学支援金



平成26年4月から「高等学校等就学支援金」制度が始まりました。

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減する国の制度です。《返済不要》

保護者等が所得制限(注)未満の世帯の生徒に支給されます。

申請をしなければ、就学支援金は支給されません。認定後(支給決定後)も、毎年7月頃に届出手続きが必要になります。

## 受給するために必要な手続き

マイナンバーによる手続きは準備が整い次第導入予定です。

### 1. 申請手続き(4月入学時)

- ①申請書(3月下旬頃、高校から配付します)
- ②課税証明書等(=市町村民税所得割額等が記載された書類・・・裏面Q3参照)

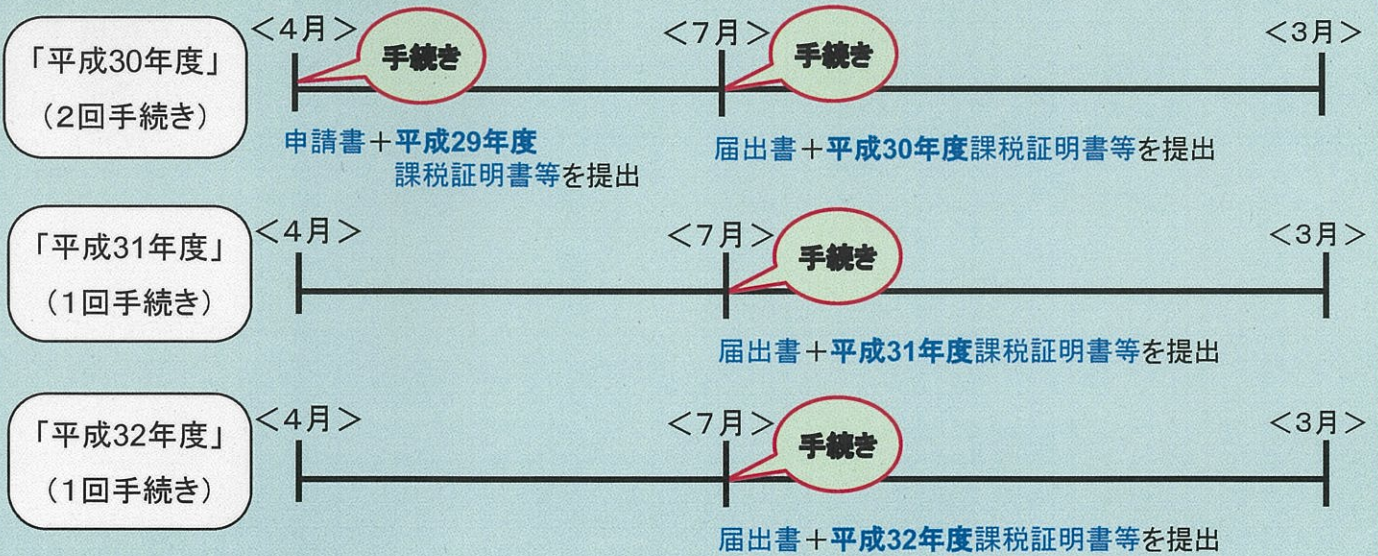
※課税証明書等は入学式までに提出できるようにあらかじめ御準備ください。

### 2. 届出手続き(毎年7月頃)

- ①届出書(6月下旬頃、高校から配付します)
- ②課税証明書等(=市町村民税所得割額等が記載された書類)

◎それぞれの時期に①と②を高校に提出し、認定されれば就学支援金が支給されます。

#### 【平成30年度入学生の場合】



◎4月～6月分は、前年度の市町村民税所得割額が304,200円未満であれば支給対象となります。

◎7月～翌6月分は、当該年度の道府県民税の所得割額と市町村民税所得割額の合算額が507,000円未満であれば支給対象となります。

例) 平成30年4月に申請(平成29年度の市町村民税所得割額が304,200円未満)、認定された場合。

→ 平成30年4月～6月分が支給対象となります。

平成30年7月に届出(平成30年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が507,000円未満)

継続支給となった場合 → 平成30年7月～平成31年6月分が支給対象となります。

平成30年7月に届出(平成30年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が507,000円以上)

認定対象外となった場合 → 平成30年7月～平成31年6月分は支給対象となりません。

【注意事項】※支給期間(全日制36月、定時制・通信制48月)が満了するまで毎年手続きが必要です。

※税の申告をしていないと手続きに必要な課税証明書が発行されない場合がありますので、必ず申告してください。

※就学支援金が支給されない月は、授業料を納入していただくこととなります。